

第VI章 目標及び進捗管理

- 1 指標設定の考え方
- 2 指標及び目標値の設定
- 3 計画の進捗管理と適切な見直し

<目標及び進捗管理>

本計画を実現させていくため、目標及び進捗を管理するための指標を示します。
また、定期的に施策を評価し、適切な見直しを行っていくための考え方を示します。

1 指標設定の考え方

2 指標及び目標値の設定

(1) 居住誘導に関する指標

(2) 都市機能誘導に関する指標

(3) 交通ネットワークに関する指標

(4) 防災に関する指標

(5) 共通—多様な主体の連携によるまちづくりの推進に関する指標

3 計画の進捗管理と適切な見直し

1 指標設定の考え方

本計画の目標とその実現の進捗を測る計画指標を施策分野毎に設定します。施策分野は①居住誘導、②都市機能誘導、③交通ネットワーク、④防災、⑤共通の5つとし、分野毎に計画期間に実現すべき目標と指標を掲げています。

表 計画の評価指標

施策分野	目標	計画指標
居住誘導	多様な住まい方を実現する基盤良好な市街地のストックを活用するまちを実現する	・居住誘導区域の人口カバー率
都市機能誘導	魅力ある中心拠点と暮らしを支える郊外拠点があるまちを実現する	・都市機能を誘導（維持・強化）する区域内の施設数
交通ネットワーク	便利なバスと多様な交通手段で拠点にアクセスできるネットワークを構築する	・路線バスの乗り換え・待合環境の新規整備箇所数の累計 ・路線バスの利用割合
防災	災害リスクの回避・低減の取組による安心・安全に暮らし働くことができるまちを実現する	・防災訓練の参加割合
共通	多様な主体の連携によるまちづくりを推進する	・市民主体のまちづくりに向けた意見交換や勉強会等の実施回数

2 指標及び目標値の設定

(1) 居住誘導に関する指標

- ・全市域の人口に対して居住誘導区域内の人口がどの程度占めているかを把握し、居住誘導の進捗状況を知るため、居住誘導区域の人口カバー率を設定します。

計画指標	基準値 (令和 6 (2024) 年)	中間値 (令和 18 (2036) 年)	目標値 (令和 29 (2047) 年)
居住誘導区域の 人口カバー率	86.4%	基準値以上	中間値以上

(2) 都市機能誘導に関する指標

- ・都市機能誘導区域内の誘導施設の立地を把握し、都市機能誘導の進捗状況を知るため、都市機能を誘導（維持・強化）する区域内の施設数を設定します。

計画指標	基準値 (令和 6 (2024) 年)	中間値 (令和 18 (2036) 年)	目標値 (令和 29 (2047) 年)
都市機能を誘導（維持・強化） する区域内の施設数	73箇所	基準値を維持	基準値を維持

(3) 交通ネットワークに関する指標

- ・乗り換え地点となるバス停の環境改善やサイクル&バスライド促進のための駐輪場の整備状況を把握し、交通ネットワークの構築に向けた取組の進捗状況を知るため、路線バスの乗り換え・待合環境の新規整備箇所数の累計を設定します。
- ・市民の移動手段における路線バスの交通手段分担率を把握し、交通ネットワークの構築や公共交通軸における取組の効果を測るため、路線バスの利用割合（※）を設定します。

計画指標	基準値 (令和 6 (2024) 年)	中間値 (令和 18 (2036) 年)	目標値 (令和 29 (2047) 年)
路線バスの乗り換え・待合環境 の新規整備箇所数の累計	—	12か所	23か所
路線バスの利用割合	4.7%	基準値以上	中間値以上

※東京都市圏パーソントリップ調査において、全ての交通手段での移動数に対して路線バスでの移動数が占める割合

(4) 防災に関する指標

- ・毎年市内で実施される防災訓練への参加状況を把握し、市民の防災意識の充足度を測るとともに、災害リスクを踏まえた安全な住まい方等に関する周知・啓発の機会を捉えるため、防災訓練の参加割合を設定します。

計画指標	基準値 (令和 6 (2024) 年)	中間値 (令和 18 (2036) 年)	目標値 (令和 29 (2047) 年)
防災訓練の参加割合	6. 5 %/年	7. 0 %/年	7. 0 %/年

(5) 共通—多様な主体の連携によるまちづくりの推進に関する指標

- ・まちづくりに関する機運を醸成するための取組の実施状況を把握し、市民主体のまちづくりの推進度合いを測るため、市民主体のまちづくりに向けた意見交換や勉強会等の実施回数を設定します。

計画指標	基準値 (令和 6 (2024) 年)	中間値 (令和 18 (2036) 年)	目標値 (令和 29 (2047) 年)
市民主体のまちづくりに 向けた意見交換や勉強会等 の実施回数	9 回/年	1 6 回/年	1 6 回/年

3 計画の進捗管理と適切な見直し

本計画はPDCA（Plan-Do-Check-Action）の概念に基づき、計画策定（Plan）後に施策を展開（Do）していきます。また、計画期間において、概ね5年を単位としてモニタリングを実施し、施策評価（効果検証）を行います（Check）。あわせて、位置づけた事業の進捗管理も行い、事業の進捗に応じて施策を随時見直すなど柔軟な計画運用に努めます（Action）。

計画の進捗管理は、関連する他の計画指標の確認と連携させながら進め、進捗及び計画指標の実績について都市計画審議会に報告し、計画見直しに向けた施策の検証・評価を実施するものとします。

このようなPDCAの過程を経て、次期計画の見直しに至るまで、段階的な計画の進捗管理を行います。

図 PDCAの内容

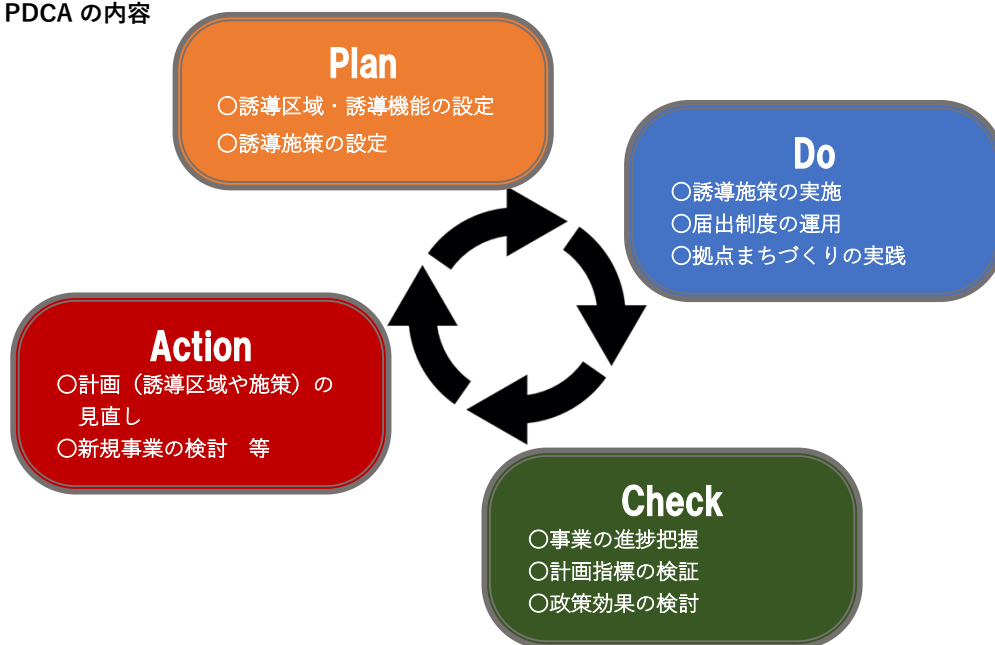


図 計画の進捗管理と見直しのイメージ

